

国民年金の資格手続きは お済みでしょうか？

もうすぐ4月ですが、今年度いっぱいまで退職される方は国民年金の手続きについてご存知でしょうか。

厚生年金に加入する際（就職する際）は事業所や会社の手続きしてくれませんが、厚生年金から国民年金への切り替えはご自身で手続きをしていただく必要があります。

届出をしないまま未納になると、将来の年金額が少なくなったり、年金をもらえなかったりする場合がありま
す。手続きは役場または年金事務所で行えます。
忘れずに届出を行いましょ
う。

●会社を退職したとき

60歳になる前に退職したとき（厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったとき）

必要なもの：印鑑、退職日のわかる証明書（退職証明書、離職票など）

●配偶者が退職して扶養が切れる場合

配偶者が退職し、厚生・共済年金加入者の被扶養配偶者でなくなったとき

（配偶者が65歳に達して第二号被保険者でなくなったときを含む）

必要なもの：印鑑、扶養が切れた証明書（配偶者の資格喪失証明書など）

なお、厚生・共済年金加入者の被扶養配偶者になるときは、その方の勤務先へ届出を行ってください。

国民年金の保険料は月額15,020円です（平成23年度）。

退職されて納付が難しいという方は、特例で保険料免除が受けられる場合もありますので、ご相談ください。

問い合わせ先

役場住民生活課 保険係
☎73-1415
鳥取年金事務所
☎27-8311

国民健康保険被保険者証更新についてのお知らせ

現在お手持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成24年3月31日となっています。

そのため、有効期限を平成25年3月31日までとする新しい被保険者証への更新事務を次の日程により行いますので、国民健康保険に加入している世帯の方は、今お使いの被保険者証をご持参のうえ手続きにおいでください。

なお、平成24年度より世帯証（世帯に1枚の保険証）から個人証（個人ごとの保険証）に切り替わります。

《国民健康保険被保険者証地区更新日程表》

実施月日	対象地区	時間	場所	
3月15日(木)	蒲生	9:00～10:00	一寸法師の館	
	岩井	10:30～11:30	老人福祉センター	
	本庄	13:30～14:30	みなみ保育所	
	小田	15:00～16:00	小田地区基幹集落センター	
3月16日(金)	大谷	9:00～10:00	大谷公民館	
	岩本	10:30～11:30	岩本公民館	
	浦富	町・浜浦富	13:30～14:30	浦富保育所
		牧谷	15:00～16:00	牧谷公民館
3月21日(水)	網代	9:00～10:00	網代漁村センター	
	田後	10:30～11:30	田後コミュニティーセンター	
	東	小羽尾・大羽尾	13:30～14:30	東漁村センター
		陸上	15:00～16:00	陸上公民館
3月22日(木)	浦富	駅前・相谷	13:30～15:00	役場 住民生活課

※当日に会場に来られない方は、3月23日（金）以降に役場住民生活課で随時更新します。

※健康保険等に加入・扶養認定された方は、役場住民生活課保険係で資格喪失の手続きをしてください。

問い合わせ先

住民生活課 保険係

☎73-1415